

第 2 回

厚生科学審議会生活環境水道部会

水質管理専門委員会

議 事 録

厚生労働省健康局水道課

第2回厚生科学審議会生活環境水道部会 水質管理専門委員会議事次第

日 時 平成14年9月4日(水) 10:00~12:15

場 所 経済産業省別館827会議室

出席委員(敬称略)

安藤正典、伊藤禎彦、宇都宮暁子、遠藤卓郎、大谷倫子、国包章一、
中村栄子、西村哲治、平田強、古米弘明、眞柄泰基

1. 開 会

2. 議 事

(1) 水質基準の設定経緯等について

(2) その他

3. 閉 会

○松田室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから生活環境水道部会水質管理専門委員会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、江馬委員と大村委員におかれましては、所用により御欠席との御連絡を受けております。

それでは、眞柄先生、よろしくお願いいたします。

○眞柄委員長 それでは、大変暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございました。今日は、後ほど事務局から説明がありますが、午前中 2 時間で、これまでの水質基準の設定の考え方とその方法等について、確認を兼ねて御議論をいただくということと、それから、今後の具体的なスケジュールについて御相談をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をお願いします。

○松田室長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、1 枚目が議事次第でございます。

1 枚開いていただきますと、資料 1、これは第 1 回の水質管理専門委員会の議事録となります。

続きまして、資料 2 「厚生科学審議会生活環境水道部会水質管理専門委員会今後の審議日程の目安(案)」というものでございます。

資料 3 「水質基準の設定・改正経緯」でございます。

資料 4 「水質基準を補完する項目等の設定・改正経緯」でございます。

資料 5 「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針の設定・改正経緯」でございます。

資料 6 「現行の水質基準の考え方について」。

資料については以上でございます。

それから、参考資料でございますが、参考資料 1 「水質基準の国際比較」の表になってございます。

参考資料 2 「諸外国等におけるサンプリング手法」でございます。

参考資料 3 「諸外国等における評価手法」についてまとめたものでございます。

参考資料 4 「水道水質基準の検査方法」でございます。

最後に、参考資料 5 「総合衛生管理製造過程の承認と HACCP システムについて」でござ

ざいます。

資料については、以上でございますが、足りないものがございましたら事務局までお申し付けいただければと思います。

○眞柄委員長 よろしゅうございますか。

それでは、資料1は前回の専門委員会の議事録であります。委員の方々には事前に目を通していただいておりますので、特に間違いはないと思いますが、もし何かお気づきの点がございましたら、後ほど事務局まで御連絡をいただくようお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、最初に、本日は先ほどもお話ししましたように、これまでの水質基準の設定・経緯等について、現在の水質基準がどのような考え方に基づいて設定されてきたかということについて、整理をしたいということでもあります。

資料2に、おおむねの審議日程の目安がございますので、この点について意見を最初に交換しておきたいと思います。勿論、目安でございますので、必ずしもこれに縛られることはありませんが、先回の委員会で谷津課長からお話がありましたように、目標がほぼ最終ラインが決まっておりますので、その中で時間的にこういうふうにしたらということでもあります。

では、まず、事務局の方からこれを御紹介ください。お願いします。

○岸部水道水質管理官 それでは、資料2につきまして御説明申し上げます。

今、委員長からもお話がありましたとおり、来年度の早い時期に取りまとめいただきたいという私どもの希望でございますので、それから逆算をいたしまして、こういった審議の目安ではいかがかということをつくってみたものでございます。

まず、第1回、8月1日、これは先回でございますけれども、審議の進め方について御議論いただきました。

第2回、9月4日、本日でございますが、現在の水質基準の考え方等についてレビューをいただくということでございます。

次回第3回、10月上旬ということで予定させていただきたいと思いますが、まず、水質基準の今後の在り方について総論という形で御議論いただいたらどうかと考えております。その上で、各論につきまして、先回御指名いただきました各担当主査の方々から、今後の作業方針や作業の進捗状況についてお話をいただいたらどうかということでございます。

その後、10月ないし11月と聞いておりますけれども、WHOの飲料水水質ガイドライ

ンの改定案が公表されるというふう聞いております。

第4回、11月の上旬を予定しておりますが、ここから水質基準の在り方について各論に入っていただいたらどうかということで、まず、各論1といたしまして、微生物に関する基準、それから、化学物質に関する基準、水質検査法について、御議論いただいたらどうかということでございます。

12月上旬、第5回でございますけれども、水質基準の在り方の各論2といたしまして、水質検査に関する品質保証、それから、水質検査のためのサンプリング・評価、それから、水質検査計画、更に、12月を目途に部会へ中間報告するというようなことを予定しておりますので、部会への中間報告案について御審議いただいたらというふうに思っております。

その上で、12月中・下旬の生活環境水道部会に本委員会の審議状況につき中間報告を申し上げますということでございます。

それから、年を明けまして第6回を1月上旬。水質基準及び水質検査法各論3と書いてございますけれども、微生物及び化学物質に関して水質基準の設定の要否、設定するとした場合はその数値、それから、水質検査法について各項目ごとに順次御検討いただくことを予定しております。

それから、2月上旬に水質基準の在り方、各論4とございますけれども、先ほどの第4回、第5回で1回目の議論をしていただいた結果を踏まえて、そろそろまとめに入るというようなことございまして、ここでは水質検査に関する品質保証、水質検査のためのサンプリング・評価、水質検査計画についてまとめに入っていただいたらいかがかというふうに考えております。

ちょうどこの時期、2月4日からの会議だったと思いますが、WHOの飲料水水質ガイドラインが改訂されます。

それから第8回、3月上旬でございますけれども、34条機関の在り方につきまして御議論をおとまめいただいた後、可能であれば水質管理専門委員会報告案について、多少審議に入っていただいたらいかがかなというふうに思っております。

その上で、来年3月下旬、水質管理専門委員会の報告案の取りまとめをお願いしたいと思います。その上で、パブリック・コメント手続、これはおおむね一月程度要しますので、そのパブリック・コメント手続を経た上で、第10回、5月中旬を目途でございましてけれども、水質管理専門委員会、本委員会の報告を取りまとめていただいたらどうかというふうに思っております。

本委員会の報告を取りまとめていただいて、これを生活環境水道部会に御報告申し上げ

まして、同部会で御審議いただき、答申を6月中旬から下旬辺りにいただければと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○眞柄委員長 ありがとうございます。

先回の専門委員会でもおおむねスケジュールの御紹介がありましたが、今日改めて具体的に案をいただいたわけですが、これについて御意見などありましたら、どうぞお出しください。

○国包委員 全体については特に異存はございません。

それから、ついでながら、先週、私は出張でジュネーブに行っておりまして、WHOの橋詰さんともずっと一緒だったんですが、この中にありますWHOの飲料水水質ガイドラインの改訂の関係のスケジュールは大体こういうことでは進んでいるということですので、この予定の中で2か所書いてありますけれども、10月の改訂案の公表と来年の2月の改訂と書いてありますが、これは改訂ではなくて最終案の取りまとめというぐらいに私は受け取っているんですが、いずれにしても、このスケジュールはこのとおりWHOの方では進むというふうを考えておりますので、御参考までに。

○眞柄委員長 大変、有益な情報をありがとうございました。

ほかにありますか。遠藤先生、何かございますか。

○遠藤委員 先ほどの国包先生の御発言に補足いたしますと、微生物関係のWHOのガイドラインの第3回目、すなわち最終の改訂作業が来週開かれまして、私もそこに参加することになっております。

以上です。

○眞柄委員長 ということになると、どうもWHOガイドラインの改訂作業で一番遅れているのが化学物質ということですが、多分間に合うようにみんな努力していると思いますので、でも、少し遅れるかもれないかな。いずれにしても、そういう状況だということです。

では、おおむねこの案を進めるということにして、水質検査計画の方はこれでいくと一番最後になるわけですが、こういう流れになるのでしょうか。大谷さんには、全国の地方の試験所の状況を勘案してもらわなければいけないので、そちらの方のタイミングもあるのかもしれないと思うんですが、こういうスケジュールで進むということではいいと思います。

それでは、具体的に今日の主題であります現在の水質基準の設定の経緯について、先生

方は御存じだと思いますが、改めて復習というか確認という形で事務局から御説明をいただくことにしましょう。

まず、資料3と資料4を一括して御説明ください。お願いします。

○岸部水道水質管理官 それでは、資料3と4について御説明申し上げます。

資料3は「水質基準の設定・改正経緯」でございまして、昭和33年に初めて水質基準ができて以来のこれまでの経過を整理したものでございます。昭和33年に制定されて、昭和41年に全部改正、昭和53年に全部改正、平成4年に全部改正ということで、昭和33年、昭和41年、昭和53年、平成4年に全部改正という形で大きな改正がございました。現在の水質基準は平成4年の改正を基本としまして、一部改正をしたものでございます。特に平成4年におきまして、従来の26項目が、46項目に増えております。一番最近の改正といたしましては、先般3月に一部改正というふうにございますけれども、ここで鉛の基準を強化したところでございます。

それから、平成4年まで、逆に申しますと、昭和53年改正までは、水道法第4条の要件ごとに水質基準が定められておりました。更に、検査方法が省令で規定されております。

現在の水質基準につきましては、生活環境審議会の答申を受けまして、健康に関連する項目29項目、それから、水道水として生活利用上あるいは水道施設の管理上障害が生ずるおそれのない水準として、水道水が有すべき性状ということで17項目を設定してございまして、合わせて46項目について基準が設定されております。

それから、水質検査方法については、核となる検査方法を省令に規定し、具体的には通知で定めているというようなことでございます。

それから、次の資料4でございますけれども、水質基準を補完する項目ということでございまして、これに関しましては3種類ございます。1点目は、監視項目でございまして、これは、先ほど御説明申し上げました平成4年の水質基準改正に伴いまして、その基準を補完するというように設定されたものでございます。

監視項目というのは、健康に関連する物質のうち、将来にわたって水道水の安全の確保を期することができるよう、水道として体系的・組織的な監視を行うことにより、その検出状況を把握し、適宜、水質管理に活用するための項目ということでございます。

当初、26項目設定されておりましたけれども、現在は35項目が監視項目として設定されております。

それから、2つ目として、快適水質項目でございまして、国民のニーズの高度化、おいしい水などのより質の高い水道水の供給を目指すというようなことでございまして、アル

ミニウムや残留塩素など 13 項目について目標値が定められております。

それから、ゴルフ場使用農業に関しましては、平成 2 年、これも生活環境審議会、本委員会の前身に当たります水質専門委員会の報告を受けて設定したものでございます。当初、農業というのは耕作地で使用されるということが念頭に置かれていたわけでございますけれども、例えば、河川敷のゴルフ場などで使用されますと、それがそのまま水道水源である河川に流入するというようなことで、水質目標を設定してございます。当初、21 農業について設定をされておりましたが、現在は追加等がありまして 26 項目について設定をされてございます。ここに資料がついておりますけれども、これは、それぞれなるべく原典をお示ししたいというようなことで、先ほどの資料 3 につきましては関係の法律、それから、省令を昔の文書から含めて付けてでございます。資料 4 につきましても、これの設定関係、それから、改正関係の通知を準備して資料として付けてでございます。

以上でございます。

○眞柄委員長 資料 3、4 で、今の水質基準と平成 4 年に設定されました水質基準を補完する項目の性格とその概要について御説明をいただいたわけですが、これについて御意見、御質問がありましたら、どうぞお出しください。特によろしいですか。後ほど資料 6 で、もう少し詳しい御説明があると思いますので、では、次のクリプトの暫定対策指針の方をお願いします。

○岸部水道水質管理官 御承知のとおり、埼玉県越生町でのクリプトスポリジウムの集団感染を契機にいたしまして、クリプトスポリジウムの予防対策、感染症が発生した場合における応急措置等の所要の対策を含めた暫定対策指針を策定したものでございまして、最初に策定されたものが平成 8 年でございます。その後、私どもの水道課で設置しております「水道におけるクリプトスポリジウム等病原性微生物対策検討会」といったところで御審議をいただきながら、最新の知見を加えるという形で平成 10 年 6 月、それから、平成 13 年 11 月に見直しを実施しております。現在の暫定対策指針は、平成 13 年 11 月に見直したものでございまして、これを踏まえまして、私ども全国の水道事業体あるいは水道担当部局に対して、こういった形で対応を取るようなことを指導しているものでございます。

以上でございます。

○眞柄委員長 水質基準の監視項目はわかるんですが、このクリプト暫定対策指針というのは、水道法の枠組みの中からいくとどういう位置付けになるんですか。いわゆる衛生基準のところに対応するのでしょうか。